

東洋史研究

第五十五卷 第二號 平成八年九月發行

秦漢律における「不孝」罪

若 江 賢 三

はじめに

一 秦代に見られる「不孝」罪

二 漢代に見られる「不孝」罪

三 「不孝」罪の變遷

四 秦律から唐律へ——結びに代えて

はじめに

かつて、漢代の不道罪の概念について考察した大庭脩氏は、漢律における最大の罪たる不道罪の中に、唐律の十惡⁽¹⁾（①謀反、②謀大逆、③謀叛、④惡逆、⑤不道、⑥大不敬、⑦不孝、⑧不睦、⑨不義、⑩內亂）中の謀大逆、謀叛に比し得るものがあることを考證し、漢律から唐律への流れを展望して次のように述べている。即ち十惡⁽²⁾のうちの五つ（①謀反、②謀大逆、③謀叛、⑤不道、⑥大不敬）までは漢律に比定し得るものがあり、しかもこれらはいずれも不道罪と關連を有しており、その故に「漢の不道という罪が律概念の發達にともなうて分化し、唐の十惡へと連關していったのではあるまいか」と。——行

論の便宜上、筆者は不道罪と關連するこの五罪を「不道罪グループ」として分類する――。

十惡とは『唐律疏議』名例律の十惡の疏議に「五刑の中、十惡は尤も切なり。名教を虧損し冠冕を毀裂するなれば、特に篇首に標して以て明誠と爲す。其の甚だ惡しきものを數ふるに、事類十あり。故に十惡と稱す。然して漢制九章並びに湮沒すと雖も、其の不道・不敬の目は見存す。夫れ厥の初を原ぬるに、蓋し漢に起るならん」とあるように、漢に起源を有すると伝えられる十種類の大罪であり、また同じく八議の疏議に「其の十惡を犯す者、死罪は上請するを得ず、流罪以下は減罪するを得ず」とあるように、十惡の罪を犯せば、身分や功績による特權が認められず、しばしば恩赦の對象から除外されるのである。

一方、十惡のうちの他の五惡(④惡逆、⑦不孝、⑧不睦、⑨不義、⑩內亂)について大庭氏は「天子、國家、社會を對象とする罪名たる不道罪とは性質を異にする名教違背的な罪であり」、家族倫理もしくは師弟の道というような、個人をめぐる矮小社會内の道德に背反するという點において互いに共通すると見る。――その代表格が「不孝」罪と考えられる故に、筆者はこれら五罪を「不孝罪グループ」として分類する――。従つて、「漢においてはこれら(不孝罪グループの罪)は禮敎の問題にゆだねられ、最大の罪たる不道を以て處罰するという程まで、刑の意識が擴大されていなかったのかも知れない」と大庭氏は問題を投げかけている。即ち、漢代以前には「不孝罪グループ」は刑名として未成立であつたと見るのである。

しかしながら、漢代以前に成立したとされ、かつ漢以降の歴代王朝が、民衆敎化のための基本理念を示すテキストとして重視した『孝經』の中の五刑章第十一には

五刑之屬三千、而罪莫大於不孝。

とある。右文の意義を解釋するに當つては、文中にいう「不孝」が「五刑之屬」即ち刑法の範疇に入るのか否かということが鍵となる。しかしてこれが「五刑」章の中に記された語であることを考慮すると、「不孝」が五刑とは別格の存在と

して（即ち純粹に道徳的概念で）用いられているものとは考え難いのではなからうか。この觀點に立つならば、三千條に及ぶ諸刑罪の中で最大の罪が即ち「不孝」であつた、という解釋が有力となる。これを支持する記述として『周禮』地官上、郷八刑に

郷の八刑を以て萬民を糾す、一に曰く不孝之刑、云々。

とある。⁽³⁾右文によれば、『周禮』地官篇の成立時には「不孝」がまぎれもなく刑名として認識されており、しかも郷八刑のうちで最も重いものとされていたのである。このように見て來ると、『孝經』および『周禮』の最大とする「不孝」罪と、大庭氏のいう漢代の最大の刑罪たる不道罪とが、同時に刑罪として存在した時期があつたことになり、「不孝」罪をはじめとする「不孝罪グループ」の罪が漢代以前では禮教の問題にゆだねられていた、とする前述の大庭氏の見解には、必ずしも従い難いのである。

「孝」という語は、祖先祭祀と同義で西周より用いられており、孝の否定形である「不孝」は、例えば『禮記』王制に「宗廟に順はざる者有れば不孝と爲し、不孝なる者は君黜するに爵を以てす」⁽⁵⁾とあり、また『尚書』の中でも最古に成立したとされる周書康誥には既に「不孝不友」⁽⁶⁾という語が見えており、これらの例に鑑みて、刑罰用語としての「不孝」の概念は、漢代を遡るはるか以前より成立していたと見る立場も否定できないと思われる。その觀點に立つ野村茂夫氏は、右の「不孝不友」の罪は『孝經』五刑章にいう如き最大の罪惡とまでは考えられておらず、従つて、當初は一般的な罪惡であつた「不孝」罪が、時代が下る（周々戰國時代）に従つて重く見られるようになり、やがて『孝經』成立時までには最大の罪と見なされるようになっていたと理解するのである。

ところで、一九七五年の『睡虎地秦墓竹簡』の出土により、秦律中に「不孝」という罪名の存在したことが明らかになつた。このことから、漢代の史料に散見する「不孝」という語も、秦律以來の刑法上の用語「不孝」と關わりのあることが自ずと察せられ、そこで前掲『孝經』五刑章の記事が改めて脚光を浴びることになり、秦漢律上にこの「不孝」罪を位

置づけるという刑法史上の基礎的作業が要請されるのである。

本稿での考察の順序としては、まず第一章において、『睡虎地秦墓竹簡』等に見える秦代の「不孝」罪の特色を分析してその實態を考察し、第二章ではこれを承け、前漢の事例を通して漢代にも「不孝」罪の存在したことを跡づけ、これによって秦律からの連続性を確認し、續いて第三章では、前漢の半ば以降に見られる「不孝」罪の扱われ方の變化に注目してこれを分析し、最後に第四章において、「不孝」罪の成立とその變遷の背景を考察し、秦律から唐律へかけて、「不孝」罪を跡づける。かくて本稿をして、秦漢刑罰體系上に「不孝」罪を位置づける一試論たらしめたい。

一 秦代に見られる「不孝」罪

『睡虎地秦墓竹簡』中、「不孝」の罪名が明瞭に見えるのは二簡所である。一つは法律答問一〇二簡（簡數は一九七七年版『睡虎地秦墓竹簡』圖版の順序に従う。引用文の後の數字は一九七八年版簡裝本のページ數を示す。以下同じ。）で、次の如く記されている。

免老人を告して以て不孝と爲し殺を誹もとむれば、當に之を三たび環らすべきや不や。當に環らすべからず。亟ただちに執らへて失する勿れ。⁽⁸⁾（一九五頁）

免老とは『漢舊儀』⁽⁹⁾によれば、六十歳（有爵者の場合は五十六歳）を越えた老人である。免老の老人が「不孝」罪を以て人を告發して死刑を求めた場合、三環⁽¹⁰⁾という手續きを省略して、直ちに訴えられた本人を捉えて取り調べよ、というのが右文の趣旨である。右文中の「殺を誹む」という免老からの告發は、「不孝」という罪名が死刑と結び附く可能性を示唆している。さらに、「免老」が特殊な法制上の待遇を得ていたということ、及び不孝罪が特殊な罪で（免老による訴えという條件付きではあるが）、告訴だけで被告逮捕の十分條件が成立したという事實が右文によって知られるであらう。

「不孝」の語を記すいま一つの條文は、封診式五三—四簡、告子の條に

爰書にいふ、某里の士五甲が告して曰く、「甲親^{かすふ}らの子にて同里の士五たる丙、不孝なれば殺さんことを謁め、敢て告す」と。即ち令史の己をして往きて執らへしむ。令史己の爰書にいふ、牢隸臣の某と丙を執らふるに某室に得たり。丞の某が丙に迅く。辭に曰く、「甲親^{かすふ}らの子にて誠に甲の所に不孝たり。它には罪に坐するなし」と。⁽¹¹⁾ (二六三頁)とある。本條の場合は「不孝」罪の告發者が同居中の父親である。ここで注意すべきは、被告丙が取調べに際して、「誠に甲の所に不孝たり」と認めていることである。爰書とは大庭脩氏によれば「口辭に代える書」すなわち私的な事項を官に申告する書のことであるが、封診式で引用される爰書には、例えば流産の状況を記す出子とか、家の壁に穴を鑿つて盗みがなされた穴盜の條などに見られるように、生々しく具體的記述がなされており、その編纂に當つては、ベースとしては必ずや實際の爰書が用いられたと思われる。右文からは原告甲のみならず、被告丙も「不孝」の概念を共有していたことが読み取れるであろう。⁽¹³⁾ 従つて、戰國期の秦においては、罪名としての「不孝」の概念が、既に一般庶民にも知られており、しかもかなり浸透していたと見て大過ないと思われる。なお、不孝なる息子に死を求めたという右文から、「不孝」罪と死刑との關連性がいっそう明らかである。そしてこの場合も、告發が受理された直後に息子の逮捕取調べが行われている。

右の二例から、秦律における「不孝」罪の特色がほほ見えてくる。即ち、「不孝」罪は兒老乃至父親からの訴えによつて該當者本人を逮捕し取調べ、告訴の正當性が認められれば死刑となつたようである。秦代に「不孝」罪が適用された具體例は在來史料ではほとんど見られないが、『史記』卷八七、李斯傳はその例外である。即ち、始皇没後、長子扶蘇に死を命じた趙高の僞詔には

今扶蘇、將軍蒙恬と師數十萬を將ひ、以て邊に屯すること十有餘年なり。進み前むこと能はず、士卒多く秭れ、尺寸の功無きに、乃ち反りて數々上書して直言し、我が爲す所を誹謗し、罷歸して太子と爲るを得ざるを以て日夜怨望せり。扶蘇は人子たりて不孝なり。其れ劍を賜へば以て自裁せよ。⁽¹⁴⁾

とあり、これを受けた扶蘇は、その命に従って自殺するのである。

右は、皇帝の子という特殊な立場にあった扶蘇への「不孝」罪適用の例である。父である始皇帝に對してしばしば異議を唱え、聞き入れられないために誹謗し怨望を懷いたことが「不孝」とされている。では、もし皇帝でなく、一般身分にある父を誹謗した者に對しても、扶蘇の場合と同様に死刑が科せられることになったであろうか。前掲の秦律の二例を参照するに、父または兇老からの告發を國家が正當と認めさえすれば、子には「不孝」罪として死刑が宣告されたのであるから、誹謗の場合もこれに當てはまると解するのが妥當と思われる。つまり、子が親に對して誹謗することが、「不孝」罪を構成する要件の一つであったと見なし得るのである。

では、この外にどのような行爲に「不孝」罪が適用されたのであろうか。これを考察するに當って、後世の「不孝」罪を參考にして議論を進めるという方法が有効であろうと考える。唐律の「不孝」罪の内容を記す『唐律疏議』の注釋には

祖父母父母を告言詛冒し、及び祖父母父母在するに別籍異財し、若しくは供養に關する有り、父母の喪に居りて自身嫁(16)とある。ここに記される「不孝」罪は、前述のように、十惡の中にあつて第七番めに位置し、名教違背的な罪である（不孝罪グループ）に屬する罪惡である。右條を桑原隲藏氏に依據して整理すると、唐律における「不孝」の内容は、①祖父母や父母を告訴するもの、②祖父母父母を惡口するもの、③祖父母父母の存生中に、子孫兄弟が別家するもの、④祖父母父母に對して充分供養せざるもの、⑤父母の喪中に嫁(17)するもの、⑥父母の喪中に奏樂するもの、⑦父母の喪中に喪服を着けざるもの、⑧祖父母父母の喪を匿すもの、⑨祖父母父母の喪を偽り稱するものである。このうち①及び②のケース即ち「告言詛冒祖父母父母」の場合にのみ絞、即ち死刑が科せられ、他の③～⑨のケースでは死刑にまでは至らない。この點において秦律の「不孝」罪と唐律の「不孝」との間に部分的ズレのあったことが認められる。

さて、唐律では②のケースに相當する「詛冒祖父母父母」という行爲に死刑が科せられたのであるが、秦律においてはど

うであつたか。親を誹謗した扶蘇が「不孝」罪とされたことから類推するならば、少なくとも父母を詛罵した者にも死刑が科せられたと察せられる（また、後述するように、①のケースである「告言祖父母父母」の行爲も罰せられたことは確かである）⁽¹⁹⁾。

これまでの考察からは、秦律における「不孝」罪が死刑と結び附くものであったことがほぼ明らかと思われるが、このことを傍證する記事が封診式四九―五二簡、遷子の條にある。即ち、父親が息子を告發したけれども、その息子は死刑ではなくて、蜀の地に流されるに止まったという例を記して

爰書にいふ、某里の士五たる甲、告して曰く「親らの子たる同里の士五たる丙の足を鑿し、蜀の邊縣に遷して終身遷所を去ることを得る勿らしめんことを謁め、敢て告す」と。法丘の主に告す、「士五咸陽の某里に在（才）りて丙と曰ふもの、父甲が鑿足して蜀の邊縣に遷して終身遷所を去ること得る勿きを謁むるに坐して之を論するに、丙を遷すこと甲の告せる如くし、律を以て包せしめよ。今丙の足を鑿し吏徒をして傳及び恆書一封を將して令史に詣せば受く可し。吏徒を代へ、縣次を以て成都に詣せ。成都は恆書を太守の處に上し、律を以て食せしめよ。法丘已に傳すれば報を爲せ。敢て主に告す」と。⁽²⁰⁾（二六一―二頁）

とあるのがそれである。⁽²¹⁾父親が息子を告發したという點では前掲告子の條と同じであるが、本條には罪名が記されておらず、従つて、いかなる行爲の故に息子丙が終身遷蜀の刑を科せられたのか不明であり、丙の父親甲が告發して丙の終身遷蜀を求め、願ひ出の通りに丙が遷蜀されたという事實を記すのみである。

ここで考えられることは、自身の息子に足枷（鑿足）をして終身蜀の地に追ひやることを敢えて願ひ出た告訴の背景には、よほどの事情がなければならないということである。秦漢の犯罪記録では「坐○○」と罪名が記されるのが一般であるが、本條の場合は「坐父甲謁鑿足、遷蜀邊縣、令終身毋得去遷所」と記されており、父親の告發自體が罪名となつていくかのようである。秦では父親の立場を擁護する法體系が施かれており、本條でも父親の要求が全面的に認められている。しかし、「不孝」という罪名が使われていないことから判断すると、本條では「不孝」罪が適用されなかったと見ら

れる。この事例の背景には、秦律において「不孝」は死刑を科せられて然るべき罪状以外には使えないという事情があったのではなからうか。このように考えるならば、前二條の秦律の「不孝」と『孝經』に記す「五刑の屬三千にして罪不孝より大なるものなし」との関係が、自ずと明瞭になるであらう。即ち、『孝經』の記述は戰國時代の刑罰の實態を踏まえてのものであり、恐らくは戰國諸國中、秦においてのみ「不孝」罪の量刑が例外的に重かったわけでもないと理解されるのである。

なお、右に挙げた父母を詛咒する行爲のほかに、これと類似する罪刑の例を挙げておく。前掲の唐律の十惡中の「不孝罪グループ」に屬する「惡逆」がそれであるが、その注には

祖父母父母を殴り及び謀殺するを謂ふ⁽²²⁾（『唐律疏議』名例）

とある。これと類似する條文が秦律中にも存在する。即ち法律答問七八簡に

大父母を殴るは黥して城旦舂と爲せ。今、高大父母を殴れば論をいかん。大父母に比せよ⁽²³⁾。（一八四頁）

とあるのがそれである。ここで問題となるのは、「毆父母」の量刑がどうであったかということであるが、その答えは『睡虎地秦墓竹簡』中には記されていない。ただ留意すべきは、祖父母は父母に準ずるはずであるから、「毆祖父母」の行爲は少なくとも道徳的に「不孝」たることは當然であり、しかるにその量刑が死刑とはなっていないということである。これまでの例から見れば、秦律における「不孝」罪は、その量刑が死刑であった。とするならば、「毆祖父母」の如き道徳的「不孝」の概念と「不孝」罪の概念との間にはある種のズレがあり、嚴密には最大級の「不孝」のみが「不孝」罪を適用されたと解されるのである。それはともあれ、親に對する誹謗に「不孝」罪が適用されたことを考慮すれば、これと類似する「毆父母」に關しても「不孝」罪が適用され、その量刑が死刑であったことも疑いがないと言えるであらう。

二 漢代に見られる「不孝」罪

管見によれば、これまでは漢代における「不孝」罪が、法制史の立場から問題とされることはあまりなかったように思われる。⁽²⁴⁾しかし、漢代初期においても刑法の対象とする「不孝」罪の存在したことは、『張家山漢簡』奏讞書の出土によって明らかとなったのである。同書には

律に曰く、「(前略)人をして不孝なら教むれば不孝の律に次ぐ。不孝なる者は弃市。弃市の次は黥爲城旦舂。黥に當りて公士、公士の妻以上ならば之を完とす。云々。」⁽²⁵⁾

とある。『張家山漢簡』の奏讞書には漢代初期のものと秦代のものとが含まれているが、李學勤氏によれば、右文は漢代のものである。⁽²⁶⁾従って、ここからは初期の漢律中にも「不孝」罪が存し、その量刑が基本的には死刑であったことが知られるのである。よって「不孝」罪に關しても、漢律は基本的に秦律を踏襲していたと見なされるのである。

これを踏まえて本章では、「不孝」罪に該當すると思われる前漢時代の例を追って擧げてみたい。初期の「不孝」罪としてまず擧げられるのは、前掲『張家山漢簡』奏讞書の續きに

今杜薄の女子甲、夫の公士丁疾みて死し、喪して棺の堂上に在りて未だ葬られず、丁の母素と夜喪し、棺を環りて哭せり。甲、男子丙と偕に棺の後の内中に之きて和奸し、明旦、素甲を吏に告す。吏は甲を捕得するに甲の罪を疑ふ。廷尉戮・正始・監弘・廷史武等卅人議して之を當とせり。皆の曰く「律に死して后を置くの次は妻、父母に次ぎ、妻の死して歸寧するは父母と同法なり。律の置后之次の人事を以て之を計るに、夫は妻より異尊にして妻は夫に事へ、其の喪に服するに及ぶも資は當に父母に次ぐこと律の如くなるべし。妻の后と爲るは夫の父母に次ぎ、夫・父母死して未だ葬られずして喪の旁に奸する者は當に不孝たるべし。(律に曰く)『不孝は弃市、不孝の次は黥爲城旦舂に當て、赦悍ならば之を完とす』と。之を當つ。妻の夫を尊ぶは當に父母に次ぐべし。而るに甲の夫死して悲哀せず、男子と

喪の旁に和奸せり。之を不孝・敖悍之律二章に致せば、捕者案じて校上せずと雖も、甲は當に完して春爲るべし。杜に告して甲を論ぜよ」と。⁽²⁷⁾

とあり、公士であつた夫の喪中に他の男性と性行爲に及んだ妻が、姑から告發された。廷尉等は「不孝に次ぐ」罪であるとして、甲が公士の妻であつたから、黥城旦春に次ぐ完（城旦）春に處すべしと論議した。しかしながら、この折り出張中であつた廷史の申という人物の後からの意見により、「次不孝」罪の適用は重きに失するとしてこの結論が覆ることになる。奏讞書には申と廷尉等の問答を次のように記す。即ち、「生父ありて食せざらしむること三日ならば、吏は且に何を以てか子を論ぜん？」という申の問いに對して、廷尉等は「棄市に當つべし」と答えるのである。⁽²⁸⁾この史料からは、現存する父母に對して經濟的援助を怠ることは「不孝」罪を形成し、「不孝」罪を死刑とする原則が、漢初に踏襲されていたことが確認されるであらう。

次に擧げられるのが、景帝時に大逆無道を宣告された恢説の「不孝謀反」事件であらう。『漢書』卷五、景帝紀、景帝三年の條には

三年冬十二月、詔して曰く「襄平侯嘉の子恢説、不孝謀反し、以て嘉を殺さんと欲するは大逆無道なり。其れ嘉を赦して襄平侯と爲し、及び妻子の當に坐すべき者は故の爵を復せよ。恢説及び妻子は法の如くせよ」と。⁽²⁹⁾

とある。一般に謀反の罪を犯せば、本人が處刑されるのみならず、その父母等も連坐によつて、處刑されるのが原則であつたはずである。しかるに右のケースでは、謀反をした恢説の父嘉は罰せられないのみならず、襄平侯の地位も安泰であつた。このことを考えると、この事件は後世の唐律等という謀反とは趣きを異にするものであつたことが分かる。襄平侯嘉について注釋した晉の晉灼は、『史記』⁽³⁰⁾及び『漢書』⁽³¹⁾の功臣表に、襄平侯紀通の死後、息子の相夫が景帝三年に後を嗣いだとあり、封地及び死亡時期がこの襄平侯嘉の記述と合致する故に、景帝紀に記す嘉と功臣表の相夫とは同一人物であつたという。嘉と相夫とが同一人物であり、つまり「紀通——紀嘉（相夫）——紀恢説」という家系になつていたことに

つては疑問の餘地がない。ただし、功臣表では紀通が没したのは景帝（前元）三年ではなくて、中元三年となっており⁽³³⁾、襄平侯の相續の時点はそれ以前ではなかったはずである。

では、襄平侯紀通の子である嘉とその子恢説との間には、いったいどのような「不孝謀反」事件があったのであろうか。ここで留意すべきは、襄平侯嘉（『相夫』の父親である紀通が亡くなったという出来事と、孫である恢説の「不孝謀反」事件とが同一年に起きているという事實である。加之、この二つの事件は連續した出来事であったと思われる。というのは以下に述べる理由からである。即ち紀通の没後の〈中元〉三年の十二月に出されたはずの詔に「襄平侯嘉の子恢説、不孝謀反す」とあり、もし事件が紀通存命中に起つておれば、襄平侯は紀通であつて、「襄平侯嘉」という人物は存在しない。また、紀通が亡くなり、相夫（『嘉』が襄平侯の位を嗣いだ後に「不孝謀反」事件が起つたとすれば、事件後の詔には「襄平侯に復す」とあるべきところが、そうではなくて「襄平侯と爲す」となっている。故に、この十二月の時点で初めて嘉が襄平侯として認められたことになる。従つて、紀通の死は中元三年であることが動かなければ、この年の歳首である十月より十二月までの間であつたことになり、しかも事件があつて審議を経て詔が出されるまでに一定の期間を要したこともあろう。このように見ると、紀通の死と恢説の「不孝謀反」事件という二つの出来事の間⁽³⁴⁾に時間的にさほどのズレがあつたとは考え難く、かくて兩事件が一連のものとするならば、恢説は顔師古注⁽³⁴⁾にいうように父親（紀嘉）に恨みを懷き、彼を殺すために、祖父の死去を機に「謀反」の實行に踏み切つたということになる。實は、これこそ「不孝謀反」そのものであつたと考えられるのである。とするならば、ここにいう「謀反」とは、後世にいう「謀危社稷」という性格のものではなく（もしそうであれば、謀反者の父である紀嘉に何のお咎めもなく相續が認められることはあり得ないであらう）、紀家における「謀反」であり、「不孝謀反」は前半の「不孝」に重點があつたと考えられる。即ち、親を殺そうとした行爲に對して「不孝」罪が適用されたと解せられるのである。

次に、この「不孝謀反」事件に對して大逆無道罪が宣告されたのは何故かを考えておく。大逆無道とは、單に本人が處

刑されるのみならず、その父母妻子同産が共に處刑される罪であり、本人のみの死刑を原則とする「不孝」罪よりも更に重い罪であった。従って、恢説の場合は「不孝」罪にある要素が加わったために大逆無道が宣告されたものと思われる。その要素とは「不孝」罪を構成する謀殺父という行爲が、本來嚴肅に喪に服すべき祖父の死の直後という時を選んでなされたという所にあったと考えるべきであり、それは禮教上、重ねて許されざることであるという理由により、單なる「不孝」罪よりも更にランクの高い罪名を必要としたのではなからうか。大逆無道が適用されれば父親である嘉も連坐すべきところではあるが、恐らくはこの事件の特殊性に鑑みて、嘉自身については罪を問うべからずということになり、赦されて襄平侯繼承を認められ、その妻子は故の爵を復されたのであらう。なお、相夫と改名したのはそれ以後のことであつたと解される。

次に、前漢期における「不孝」罪の第三の例としては、武帝時代の人劉爽のケースを擧げることができる。劉爽は衡山王賜の長子であり、太子であつたが、父の賜は爽を廢して次男の孝を太子とし、淮南王安と連動して謀反せんと企てた。それを察知した爽は先手をとつて、白羸に上書させて弟である孝及び父親である衡山王賜の惡事を告發しようとした。『史記』卷一一八、淮南衡山列傳にはこの事件を記して次のようにある。

元朔六年中、衡山王人を使はし上書し、太子爽を廢して孝を立てて太子と爲さんことを請はしむ。爽聞き、即ち善くする所の白羸を使はし、長安に之きて上書し、孝の軺車鍔矢を作り、王の御者と姦せるを言はしめ、以て孝を敗せしめんと欲す。白羸長安に至り未だ上書するに及ばざるに、吏羸を捕へ、淮南の事を以て繋ぐ。王は爽の白羸を使して上書せしむるを聞き、國の陰事を言ふを恐れ、即ち上書して太子爽の爲す所不道にて弃市の罪なる事を反告す。(中略)公卿宗正・大行を遣して沛郡と雜へて王を治せんことを請ふ。王聞き、即ち自ら劉殺す。孝は先に反を自告し其の罪を除かるも、王の御婢と姦せるに坐して弃市せらる。王后徐來も亦た前王后乗舒を疊殺せるに坐し、及び太子爽は王の不孝を告せる(王告不孝)に坐し、皆弃市せられ、諸の衡山王と謀反せる者は皆族せらる。⁽³⁷⁾

かくて衡山王の謀反が發覺して關係者が處刑されたのであるが、ここで留意すべきは、「坐王告不孝」により、太子爽が弃市せられたという記述である。爽が上書させた目的は太子である自己の地位保全にあった。父である衡山王賜が爽の太子の地位を廢そうとすることの不當性については直接觸れていないが、太子に取って代わろうとする弟孝の惡事を暴くことによって間接的に父を告發したことになる。それを察知した賜は、自己の立場を守るべく息子爽を「反告」したのである。しかし、賜は最終的には罪の免れ得ざることを知って自殺し、孝は先に自告したために謀反への連坐については罪が許されたが、王の御婢と姦淫したという別罪（これは唐律十惡の「内亂」⁽³⁸⁾に「姦父祖妾及與和」とあるのに該當する）によって弃市せられた。一方、「坐王告不孝」によって弃市せられた爽については、『漢書』卷四四、淮南衡山濟北王傳では

王父を告するの不孝に坐す（坐告王父不孝）。

となっている。⁽³⁹⁾劉賜・劉爽親子は互いに告發しあったのであるから、いずれの記述でも結果的には同じではあるが、謀反者である父王からの告發とはいえ、爽も父を改心させられなかったという意味を含めて、『史記』に記すように「王の告不孝に坐」したのではないかと思われる。ここには法律答問や封診式に見られた秦律以來の「不孝」罪の傳統が確認されるであろう。

次に、前掲諸例とはやや趣を異にする「不孝」罪の例を擧げる。前漢後期のことを記す『漢書』卷七六、王尊傳には、美陽縣の女性が養子の「不孝」罪を訴えた事件を傳えて、

（元帝初元中）春正月、美陽の女子假子の不孝を告して曰く「兒、常に我を以て妻と爲し、妒みて我を笞つ」と。（王）

尊之を聞き、吏を遣して收捕し驗問するに辭服せり。尊曰く「律に母を妻とするの法無し。聖人の書するに忍びざる所、此れ經の所謂の造獄也」と。尊⁽⁴⁰⁾に於て出て廷上に坐し、不孝の子を取りて縣けて著樹に磔し、騎吏五人をして弓を張り之を射殺せしむ。吏民驚駭す。

とある。このケースは養母を犯すという行爲が問題となり、美陽令王尊は道德的な意味あいの大きさを評價して、その刑

を單なる弃市とはせず、大きな樹に吊して弓矢で射殺するという見せしめの處刑法を採り、役人や民衆を驚かせたのであった。(なお、假子の行爲は唐律の「惡逆」の注釋の「毆父母」に準ずる行爲といえるであらう。)⁽⁴¹⁾

右に擧げた諸例は何れも「不孝」の語が直接記された例であるが、前掲『張家山漢簡』奏獄書の女子甲のケース及び前章に紹介した唐律十惡中の「不孝」を參照すると、武帝期に「不孝」罪によって刑を宣告されたと判斷される例がある。

即ち『史記』卷一八、高祖功臣侯者年表には堂邑侯陳嬰の曾孫、季須のことを記して、『漢書』卷一六も同じ)

元鼎元年、侯(陳季)須、坐母長公主卒、未除服姦、兄弟爭財、當死、自殺、國除。

とあるのがそれである。これは母の喪中の「未除服」の時點で姦した罪で、「不孝」に準ずる罪と言え、その故に季須は死刑を科せられることとなり、自殺したというケースである。季須の同母弟と思われる降慮侯陳融も同様に自殺を遂げている。⁽⁴²⁾

以上、前漢代の「不孝」罪の例をいくつか擧げたが、その特色はいずれも親子關係を破壊する犯罪であり、具體的には子が親に對して殺害を企てたり、經濟的援助を怠ったり、慎むべき期間である親の喪中に性的犯罪を犯したり、更には養母に性的關係を強要したり、というのがその内容であった。このように親子關係を破壊する行爲に對して、國家が親の側に立って關與し、厳格な法を以て對處するというのが、この時代の「不孝」罪の特色であったといえる。そしていま一つ秦律との共通點として、その嚴格なる量刑が何れも死刑となったことが擧げられる。このことは『孝經』の「五刑之屬三千、而莫大於不孝」の原理とも合致する。このように見るならば、前漢王朝は秦律の「不孝」罪を、基本路線において踏襲していたことが裏附けられるのではなからうか。よって以下の行論の便宜上、このように量刑が死刑となる「不孝」罪を「秦律的不孝罪」と呼ぶこととする。⁽⁴³⁾

三 「不孝」罪の變遷

これまでに取り上げた前漢の「不孝」罪の例は『張家山漢簡』奏讞書に見られる女子甲のケースを除けば、いずれも量刑が死刑となる「秦律的不孝罪」のものばかりであった。しかし、前漢も半ばを越すと「不孝」罪の取扱いに變化が生じてきたようである。それを窺わせる史料として、實質的に「不孝」罪に相當する罪を彈劾された昌邑王の例がある。

昌邑王は昭帝没後即位したが、わずか二十七日で帝位を追われることになる。『漢書』卷六八、霍光傳によると、丞相楊敞らによる昌邑王彈劾の上奏文には、『孝經』五刑章の「五辟（刑）之屬（三千、而罪）莫大（於）不孝」を引用して高皇帝功業を建て漢の太祖爲り、孝文皇帝は慈仁節儉にして太宗爲り。今陛下、孝昭皇帝の後を嗣ぎ、淫辟不軌を行ふ。（中略）「五辟之屬、不孝より大なるはなし。」（中略）宗廟は君より重し。陛下未だ命を高廟に見さず、以て天序を承け祖を宗廟に奉り萬姓を子とすべからず。當に廢すべし。⁽⁴⁴⁾

とあり、昭帝の後を受けた昌邑王が「淫辟不軌」の故に皇帝として不適格である、と楊敞らは主張する。これが皇太后の詔によって裁可され、昌邑王は廢されてもとの昌邑に歸され、その群臣二百餘人が誅殺された。彈劾文では、今上皇帝たる人物に對して「不孝」と斷ずることがはばかれたと思われる。何故なら、もし「不孝」という罪名をあらさまに出せば、それは本人の死刑とつながるゆゆしき事態を將來するからであろう。では何故「五辟之屬、莫大不孝」の語を彈劾文に出したのか。それは、大司農田延年が「漢の諡を傳ふるに常に孝と爲すは、以て長く天下を有ち宗廟血食すればなり（同右）」と述べるように、孝を身に體することが、皇帝として漢王朝を統治しゆくための必須の要件であり、このことを經典の權威によって強調するためであったと理解されるのである。⁽⁴⁵⁾

右は、前章までの「不孝」罪の例とはニュアンスを異にしている。昌邑王の行爲は「不孝罪グループ」の特色である大庭氏のいう「家族倫理や師弟の道という個人をめぐる道德に背反する」罪に相當し、表面的には王の「淫辟不軌」が彈劾

される。しかし、この退位事件の黒幕となった霍光の言に「昌邑王昏亂を行ひ、恐るらくは社稷を危ふからしめん。如何せん（同右）」とあることから明らかなように、その眞意は王に皇帝を退位させるところにあった。そのためには、高祖以来の歴代皇帝の權威のもとに昌邑王を弾劾するしかなく、その故に彼の行爲が孝において缺ける所あり、という表現を取る必要があったのである。そして、この事件は漢王朝における「不孝」罪のあり方に、少なからざる影響を与えたと思われるのである。

次に、やや時期は降るが、王の位にある人物が「不孝」罪を犯した例として、父親を毒殺した王莽期の劉雲のケースが挙げられる。即ち『漢書』卷八四、翟義の傳に記す王莽の詔に

今翟義・劉信等謀反大逆し、流言惑衆して以て位を篡ひ、我が孺子を賊害せんと欲す。罪管蔡よりも深く、惡禽獸よりも甚だし。信の父故東平王雲は不孝不謹にして親ら其の父思王を毒殺せり。名づけて鉅鼠と曰ふ。後、雲竟に大逆に坐して誅死す。⁽⁴⁷⁾

とあるのがそれである。ここには劉信の亡父東平王劉雲の行爲が「不孝不謹」⁽⁴⁸⁾と表現されており、劉雲がその父である思王劉宇（宣帝の子）を毒殺したことを指して「不孝」の内容としていることが知られるのである。しかしながら、王族である劉雲はその時點では處刑を免れた。⁽⁴⁹⁾が、その後更に大逆の罪を犯すことにより、結局は處刑されることになった。

なお、武帝期以降、所謂儒教の國教化が推進され、⁽⁵⁰⁾これが刑法上に及ぼした影響も甚大なものがある。董仲舒によって徳と刑との關係が陽と陰との關係として位置づけられると、爲政者は、陰としての刑罰の行使をできるだけ控え、陽である徳を重視する。そこで、その歸結として、武力による強制力を伴わない禮の秩序を以て國家及び社會を律することを立て前とする。つまり、刑罰よりも教化を重視するようになるのである。蓋し長らく平和な時代が続けば、それは當然生ずべくして生じた傾向であり、道德的概念としての「不孝」が次第に發言權を得るようになる。そのことを示す成帝期の記事が『漢書』卷八三、薛宣傳に見られるのである。即ち、博士申威がかつて丞相であつた薛宣の「不忠孝」故に職を罷免

されたことを非難して

博士申威給事中、(中略)(薛)宣を毀りていふ、「供養し喪服を行はず、骨肉に薄く、前に不忠孝を以て免ぜらる。宜しく復た封侯に列し朝省に在らしむるべからず」と。⁽⁵¹⁾

と述べているのがそれである。ここでは、親への経済的援助を怠り、服喪においても缺ける所があり、かつ骨肉の情に薄かったこと等を指して、「不孝」と稱している。薛宣を罷免する際の成帝の冊には

君丞相たりて出入すること六年、忠孝の行、百僚に率先すべきに、朕焉を聞くこと無し。⁽⁵²⁾

とあり、忠孝の範を示すべき立場にある丞相としての任務が遂行できなかったことに對して、成帝は「不忠」⁽⁵³⁾としてこれを叱責し、この「不忠」と「不孝」とを併せて罷免理由としたのである。かくの如く、薛宣が評價された「不忠孝」は、秦代以來の「不孝」罪の場合とは趣きが異なっており、成帝時における「不孝」には、もはや「罪莫大於不孝」の原則は當てはまらなくなっていたかに見え、現象的には「不孝」罪の刑法史上の位置が大きく後退しているのである。

こうして「不孝」罪＝死刑、とする原則と現實との間にズレが生ずると、判例が決事比として積み重ねられゆく漢代では、「不孝」罪の概念そのものに變化が生ずるのは當然であつたと思われる。⁽⁵⁴⁾例えば、前述のように武帝期には、母の喪中に奸したことが「不孝」罪として死刑を宣告された陳季須の例があつたが、これに次ぐものとしては、父母の喪を隠して任官せんとした元帝期の陳湯のケースがある。『漢書』卷七〇、陳湯傳には

初元二年、元帝列侯に詔して茂材を擧げしめ、(富平侯張)勃は(陳)湯を擧ぐ。湯は遷るを待ち、父死せるも喪に舛かず。司隸は湯の循行すること無く、勃の選舉故らに實を以てせざるを奏し、坐して戸二百を削られ、會ま薨じ、⁽⁵⁵⁾因りて謚を賜ひて繆侯と曰ふ。湯は獄に下して論ぜらる。後ち復た薦を以て郎と爲り、數しば求めて外國に使ひす。

とある。この場合、「不孝」という罪名は記されていないが、唐律の「祖父母父母の喪を聞きて舉哀せず」に通ずる内容である。この陳湯のケースでは、罪は死刑の重きには至ることなく、彼はしばらくして再び任官することになるのであ

る。

このように「不孝」罪が退化してゆく背景には、社會的な變動と共に、思想上の變化もあったと思われる。後漢の陳寵は

禮の去る所は刑の取る所、禮を失すれば則ち刑に入り、相ひ表裏を爲すものなり。⁽⁵⁶⁾

と言ひ、禮と刑とが時代社會の變動につれて相互補完的に變化することを示唆するが、この語の逆もあり得る。即ち「不孝」が禮の對象としての地位を上昇することによって、かつて最大級の刑罪であった「不孝」罪は、逆に刑法上の位置を後退させて行つたと見られる。陳寵もいうように、刑と禮とは「相ひ表裏を爲すもの」であつたからである。そして、その傾向が後漢時代になると更に顯著になつて行くことは後述の如くである。

これまでに考察した前漢代の「不孝」罪の適用例を見ると、秦代と同様、これに死刑を科する原則のあつたことが知られるが、漢代中期を越えると、罪狀に「不孝」の語が記されてあつても、實際には死刑とならない例が散見し始め、ひいては逆に死刑と直結する「不孝」罪の方が例外的にすらなるのである。この事實の背景を考察すると、次のような推測が成り立つであらう。即ち、「不孝」罪の扱われ方は、前漢代半ばから變化を生じ、「五刑之屬」としての意味あいが薄くなり、これに代つて「不孝」の道德的意味あいに光が當てられるようになって行つた。これは所謂儒教の國教化と無關係ではないと思われる。法の運営が國家の基本理念によつて大きく左右されたであらうことは言うまでもない。かかる風潮の中で、薛宣の場合のように「不忠孝」という汚名を以て役職罷免の理由とする事件が起つたと理解されるのである。

次に後漢時代の例について考察する。後漢には前述の傾向が増長し、「不孝」罪による處刑の記事はほとんど見られなくなる。ただ、『後漢書』列傳四、齊武王列傳中の劉晃の傳には章帝の詔を記し、『孝經』五刑章に由來する「甫刑三千、莫大不孝」の語が引かれている。そこには、齊王伯升（光武帝の長兄）の曾孫劉晃と弟の剛が、彼らの母親である宗を誣告したという犯罪により、晃よりは爵を、剛よりは戸數を削つたことを記して

晃及び弟利侯剛、母太姬宗と更ごも相ひ誣告す。章和元年、有司奏して晃・剛の爵を免じて庶人と爲し丹陽に徙さんことを請ふ。帝忍びず、詔を下して曰く「(前略) 晃・剛至行に愆り、大倫を濁す。甫刑三千、不孝より大なるはなし。朕之を理に置くに忍びず。其れ晃の爵を貶して蕪湖侯と爲し、剛の戸三千を削れ。(中略) 其の謁者を遣して晃及び太姬の璽綬を收めしめよ」と。晃立つこと十七年にして爵を降さる。晃卒し、子無忌嗣ぐ。(57)

とある。これは母親を誣告するという行爲に「不孝」罪が適用された例であり、唐律の「告言祖父母父母」に通ずるケースである。ここでは事實上の「不孝」罪を犯したのが王及び諸侯であったが、直接「不孝」罪は適用されることなく、前出の薛宣の場合と同様、實際の刑は極めて輕かった。(58) 劉晃は王の爵位を剝奪されたけれども、没後にはその子無忌が王位を復されるのである。右の例は刑罰というよりも、むしろ戒告的な措置に近いと言えるであらう。

次に同書列傳六六、循吏、仇覽の傳には、亭長であつた仇覽が、一人息子陳元の「不孝」を告發した寡婦及び訴えられた息子の雙方を諭し、その結果、息子が改心することにより、めでたく一件落着となつた記事が傳えられている。即ち

覽初めて亭に到る。人陳元なる者あり、獨り母と居る。母覽に詣りて元の不孝を告す。覽驚きて曰く「吾れ近日舍を過るに、廬落整頓せられ、耕耘時を以てせり。此れ惡人に非ず、當に教化未だ及ばざるべきのみ。母は寡を守り孤を養ひ、身を苦しめて老を投ぜり、奈何ぞ肆に一朝に忿りて、子を致すに不義を以てせんと欲するか」と。母聞きて感悔し涕泣して去る。覽乃ち親ら元の家に到り、其の母子と飲す。因りて爲に人倫孝行を陳べ、譬ふるに禍福の言を以てす。元卒に孝子と成る。云々。(59)

とあり、仇覽は母親の「不孝」罪告發を受理しなかつた。そして彼の説得が功を奏して、息子陳元は立ち直り、不孝者が逆に孝子となつた。その功績を稱えられた仇覽は縣令より賞與として一月分の俸給を得たという。

この一件が循吏列傳に採擇されたことは何を意味するか。それはその背景に「不孝」罪に死刑を適用することを好ましからざることとする風潮のあつたことを暗示するとともに、「不孝」罪の適用を避け、逆に、該當者の教化をいかに工夫

するかというところに爲政者としての評価基準が置かれたことを物語る。いわば「不孝」罪の道德律化への流れがあったと言えるであろう。⁽⁶⁰⁾

こうした流れのあったことを證するエピソードが同書列傳七四、列女傳、程文矩の妻穆姜の傳に記されている。即ち、程文矩の後妻となった穆姜に對し、前妻の男子四人が生母でない故に彼女を憎み、不孝の限りを盡くすので、人は「四子の不孝甚し。何ぞ別居してこれを遠ざけざる」とアドバイスするが、彼女は息子達の善導にこれ努めた。やがて長男の興が、自身の病氣を期に、獻身的に看病してくれた繼母の恩に目覺め、自らの非を悔い改めることとなり、意を決して三人の弟たちと共に南鄭の獄に出頭する。そのことを記して同傳には

（興）遂に三弟を將ひて南鄭の獄に詣り、母の德を陳べて己の過を狀べ、刑辟に就かんことを乞ふ。縣これを郡に言ひ、郡守は其の母を表して異として家徭を蠲除し、四子を散じて許すに脩革を以てせしむ。自後訓導愈々明らかにして並びに良士と爲る。⁽⁶¹⁾

とある。「不孝」たりしことを自覺した繼子たちが、南鄭の獄に自首して「刑辟に就かんことを乞ふ」とあることにより、「不孝」が刑辟の對象であったことが知られる。かくて、漢代を通して「不孝」罪が存在したことは疑いないが、これに對して死刑の實刑がなされる例は影をひそめるのである。

なお、漢代以後も少なくとも南朝の歷代王朝の律文中に死刑を量刑とする「不孝」罪が存在していたことは、『宋書』卷八一、顧覲之傳に引用される

子の父母に不孝なるものは弃市。⁽⁶³⁾

とある律文によって知られるのである。但し、これが適用されるケースは極めて例外的であったことも同傳からは窺える。⁽⁶⁴⁾

かくて「不孝」罪は、刑法史上においてはその位置が後退し、その存在が人々の意識においても、さほど深刻なもので

はなくなつていったと思われる。次章に紹介する後漢の崔烈・崔鈞父子のエピソードはこのことを物語って微笑笑をさそうほどである。

四 秦律から唐律へ——結びに代えて

池澤優氏⁽⁶⁵⁾によれば、西周金文銘中で「孝」は「追孝」「享孝」というように用いられ、その対象は「皇祖」「文考」のような祖先が中心であつた。従つて、西周期の「孝」は家族集團の長の地位及び宗族内の秩序に對する從順の倫理であつた。これが春秋期になると「孝」が親子關係に縮小された倫理へと後退する傾向があつた。こうした矮小集團内に閉じ込められた倫理となつた「孝」に對して、新しい意味づけを與え、これを普遍的な價值をもつものへと昇華させたのが孔子を初めとする儒家集團であり、「生きては之に事ふるに禮を以てし、死しては之を喪するに禮を以てし、之を祭るに禮を以てす」⁽⁶⁶⁾のような具體的規範に従うべきことも説かれた。即ち生前の生活に關する經濟的負擔と、死去時の葬儀の實施とその後の祭祀の持續とを最低限の義務とする規範である。更にこれを儒家集團の最高の倫理に高めたのが孟子であり、一方、曾子學派は「孝」とは自己を保全することであり、規則を遵守することによって危険を招かないように行動することとが「孝」の精神に叶うことであると主張し、「忠」と「禮」の二面から「孝」を把握しようとしたという。氏は更に、秦による統一を目前にした戰國末期にはまた變化が生じ、「孝」の精神に基づいた統治を天子に説くという「孝治」の思想が出現し、これをメインテーマとした文獻が『呂氏春秋』の「孝行覽」と『孝經』⁽⁶⁷⁾であつたという。

なお、殷代以前に「孝」概念が成立していたか否かについては劉學林・王楠兩氏の考察があり、これによると殷代には「孝」に相當するような語を記す文獻は見られないけれども、既に後世承け繼がれるような厚葬の習俗は成立しており、かつ『禮記』表記に、

殷人は神を尊び民を率ひ以て神に事ふ。思（筆者注、鬼の誤りか？）を先にして禮を後にし、罰を先にして賞を後にし、

尊びて親します⁽⁶⁸⁾。

とあるように、殷人が祖先の祭祀を重視したことに鑑みて周代初期の「孝」に通ずる概念の成立していたことは疑いないという。

右が池澤氏及び劉・王兩氏に依據した『孝經』成立以前の「孝」思想の進展の概観である。では、こうした「孝」思想の否定形として秦律の「不孝」罪へつながる「不孝」の概念が成立したのは、どの時点であろうか。

「無道」や「不道」あるいは「不敬」の語の場合も、その成立は「道」とか「敬」の概念の成立より遅れるのは當然であるが、筆者のこれまでの考察によれば、文獻上にこれらの語が見えたときには、強い否定的な(道德的)價值観が込められており、當初より刑罰用語に近い意味あいをもっていたと言つてよい。『論語』の「無道を誅して有道に就く」とか、『左傳』の「古は明王不敬を伐ちて、云々」の語を想起せられたい。春秋時代以前の刑法の實態については不明のことが多いが、兵と刑、法と道德とは多分に未分化であった。これらの諸點を考慮すると、『尚書』周書康誥篇に「不孝不友」⁽⁷⁰⁾の語が用いられた時點では、この「不孝」もやはり野村氏のいうように、⁽⁷¹⁾刑罰の對象としての行爲であったと判斷され、『睡虎地秦墓竹簡』に先立つ周代に、刑法の對象とする「不孝」の概念が成立していたことは確かと言える。

さて、秦律における「不孝」罪の典型は、父親等からの告發があつてこれが認められた際に死刑となる刑罪であり、文字通り「五刑の屬三千」のうちの最大級の地位を占めていた。これが本稿の所謂「秦律的不孝罪」である。具體的には父母を殺害せんと謀ったり、毆打したり、誹謗詈詆したりすることが「不孝」とされた。また、基本的に秦律を受け継いでいた漢代の例から逆に推測するならば、父母への經濟的援助を怠ったり、或いは父母の喪中に奸したりする行爲にも「不孝」罪が適用されたと思われる。

なお、秦律に抜本的改革が加えられた文帝の刑法改革の後、武帝期を迎えると、法に儒教的要素が附け加えられ、次第に漢代獨自の法體系が完成されて行く。不敬罪や不道罪はその象徴である。⁽⁷²⁾こうした時代背景を見据えながら前章での考

察を振り返れば、「不孝」罪の場合でも、漢代の中・後期、ことに宣帝期の前後の時期が、重要な轉換點として浮かび上がってくるであろう。

即ち、昌邑王退位事件において、「不孝」罪を以て彈劾されることはなかったにも関わらず、彈劾文には『孝經』五刑章が引かれている。これは、現皇帝を死刑とするわけには行かないけれども、「孝」の資質がないことを以て退位の理由としなければならなかった、という事情による。つまり、こうした政治的な理由によって、これまでの「不孝」罪の概念に質的な變化が生ずる契機が與えられたのであって、これが事實上の「不孝」罪に對して死刑が不適用となる先例となつたと見られるのである。

この昌邑王退位の後を受けたのは宣帝であるが、宣帝の頃より「不孝」罪による死刑の記録がほとんど見られなくなる。薛宣のケースのように、「不忠孝」という罪名で彈劾せられたにも関わらずその處罰は丞相職の罷免のみと極て軽く、往時の如き處刑の實行例は見られない。この傾向は後漢時に更に強まったと考えられる。

後漢時代のこうした雰圍氣を傳えるのが『後漢書』列傳四二、崔烈・崔鈞父子の傳に記されるエピソードである。即ち同傳には、崔鈞が父の崔烈を怒らせ、ために難を避けて逃げ出そうとしたことを記して

（崔）烈怒り、杖を擧げて之を撃つ。（崔）鈞時に虎賁中郎將たり、武弁を服し鷙尾を戴き、狼狽して走ぐ。烈罵りて曰く「死卒、父槁うつに走ぐるは孝ならんか」と。鈞曰く「舜の父に事ふるに小杖ならば則ち受け、大杖ならば則ち走ぐ。不孝に非ざる也」と。烈慙じて止む。⁽⁷³⁾

とある。「父に笞うたれんとして逃げるとは不孝なる行爲ではないか」との父からの詰問に對して崔鈞は、舜がその父親に對してとった態度を評した『孔子家語』⁽⁷⁴⁾中の孔子の語を引いて、生命に関わるような場合は親の懲罰から逃げるのは「不孝」とはならない、と言ひ返して父をやりこめたという話である。このエピソードからもある種の「不孝」は深刻なものではなくなっていることを察することができる。というのは、もし刑罰用語としての「不孝」罪が、有無を言わさず

嚴格に適用される時代であつたなら、一般用語としての「不孝」自体にも深刻な概念が付きまとい、崔烈父子のような會話はとても成り立たなかつたと思われるからである。更に、前掲の仇覽傳では、不孝子に對する母親の告訴が受理されなかつたことを記しており、これまた「不孝」罪の實質的な輕罪化を推測させる出來事であつた。

ところで、「不孝」に關する告訴を受け附けないという例は、しかしながら後漢に始まるものではなく、實は秦代にもあつたと見られるのである。卽ち法律答問一〇四簡に

「子父母を告し、臣妾主を告すれば公室の告に非ず、聽く勿れ。」●何をか「公室告に非ず」と謂ふ。●主が擅に其の子・臣妾を殺・刑・髡すれば是を「公室告に非ず」と謂ひ、聽く勿れ。而るに告するを行へば、告者に罪あり。告

(者)の罪已に行はれ、它人有た其れを襲ひて之を告すれば、亦た當に聽くべからず。⁽⁷⁵⁾ (一九六頁)

とあるのがそれを示している。本條によればたとえ親(または主人)が子(または奴婢)を殺したり傷つけたりするようなことがあつても、子(や奴婢の側から)の告發は「公室の告」に當らずとして受け附けず、強いて告發する者は罰するといひ、罰せられた後に更に別の人(它人)が告發しても、それはやはり「非公室の告」として受理しないのである。「非公室の告」ということは事が家庭内の問題である故に、家庭内で處理すべしと明言したことを意味し、「而るに告を行へば告者罪あり」を以てその實行を事實上強制しているのである。家庭内、ことに親子關係における信賴關係の破壊に通ずる行爲が「不孝」罪であり、これに對して親の立場を支持するという觀點から國家が關與するところに「不孝」罪の特色があつた。このことを考慮すると、本條は家庭内の法、ひいては道德律を以て處理されてしかるべき「不孝」罪の存在を暗示しているのである。これに背いて子の側から父母を告發することによって親子の信賴關係を破壊する「不孝」⁽⁷⁶⁾を、秦律では禁じていたのである。

なお、前掲法律答問一〇四簡は親の虐待行爲に對する子の側からの告發が受理されない例であり、親の側から子の「不孝」を告發した封診式の例(第一章所掲)とは別のように見えるかも知れない。しかし、前述したように、親子關係の破

壞に對して國家が關與するところに「不孝」罪の本質があるとすれば、その仕方に積極的と消極的との違いこそあれ、兩者は共通した根をもつものであることが理解できよう。秦律においては、子の側から親を告發することは消極的に禁ずるのみであったが、やがて唐律においては、その行爲も「不孝」罪として重く罰することになる。⁽⁷⁷⁾その理由はここにあると考えられ、兩者は連續性を有する刑罰概念であったと言えるであらう。

次に、右に挙げた「非公室の告」と「秦律的不孝罪」との中間的な刑罰も存在した。「毆大父母」の例がそれであり、その量刑は黥城旦舂に止まった。さらに封診式、遷子の條には、父親が告發しても終身の「遷」刑に止まる例も見られた。このように、前述の量刑が死刑となる「秦律的不孝罪」の他にも、その周邊に、いま一類の「不孝」罪があり、秦代の「不孝」罪は重層的になっていたことが知られるのである。漢初の例ではあるが、『張家山漢簡』奏讞書に見られる夫の喪中の和奸に「次不孝」の罪が適用されんとしたこともその例と言えるであらう。

さて、これまでの考察を踏まえて「不孝」罪の秦律から唐律へかけての流れを考えてみる。第一章及び第二章に見た如く、秦から漢にかけて、死刑相當の所謂「秦律的不孝罪」は嚴然と存在していた。その反面、既にいま一類の「不孝」罪が例えば「非公室の告」として扱われ、前漢後半から後漢にかけて「不孝罪」の脱刑法化、即ち道德律化につながる要素を内包していたのも事實である。この種の「不孝」罪は前章に見た如く、道德的概念の「不孝」が發言權を得て主流を占めるようになるまでの間は、「秦律的不孝罪」の影に隠れて伏流水的に存続していたと言えるであらう。

ところが、前漢宣帝の頃からある種の變化が現われる。即ち、この頃から「不孝」罪の退行現象が見られ、或いはこれが受理されない例が蓄積されることによって刑罰の對象から次第に外されて行くことになる。刑罰の對象から外れる傾向が現われるということは、逆に禮教の立て前化につれて「秦律的不孝罪」が伏流水化したことを暗示するのではなからうか。それを象徴するのが後漢の穆姜傳及び仇覽傳のエピソードである。そしていま一類の「不孝」罪が表面に現われ、後には、死刑にまでは至らない「不孝」罪も多く見られ、「秦律的不孝罪」は影をひそめることになるのである。

しかしながら、こうして退化の傾向にあったとはいえ、これら「不孝」罪が歴史的役割を終えたことにはならなかった。元帝期の陳湯が父の喪を隠して任官した例、前漢末の薛宣が「不供養行喪服」による「不忠孝」を以て彈劾された例、或いは後漢の劉晃・劉剛兄弟が母親を誣告した例なども、いま一類の「不孝」罪の典型として挙げられるであろう。

そしてそれはやがて唐律十惡中の「不孝」（聞祖父母父母喪、匿不舉哀、「供養有闕」、居父母喪、作樂釋服從吉、及び「告言祖父母父母」）につながることで明瞭である。これはかつて伏流していた「不孝」罪が、やがて法體系上の主流的地位を獲得するまでに至ったものである。これらは「不孝」罪とはいえ、もはや必ずしも量刑を死刑とする罪ではなくなっていることが知られるであろう。つまり、廣義の「不孝」罪には含まれても、これらはもはや『孝經』に「罪莫大於不孝」とある（秦律的不孝罪）ではなくていのである。

秦漢の律は唐律に集大成されるのであるが、唐律の十惡のうちの（不孝罪グループ）の起源についても秦漢律のうちにあるものが多い。最後にそれを跡づけておきたい。

唐律の十惡中の（不孝罪グループ）に屬する「不孝」には「告言詛譖祖父母父母」という行爲、及び「匿父母喪」、「供養有闕」という行爲が含まれ、前者につながるのが父始皇帝を誹謗し怨望したとされる秦の扶蘇、及び母太姬宗を誣告した後漢の劉晃・劉剛兄弟のケースであり、後者につながるのが、父の喪を匿して任官した陳湯及び丞相の職にあって「不忠孝」とされた薛宣のケースである。一方、同じく（不孝罪グループ）に數えられる「惡逆」には「毆及謀殺祖父母父母」があり、これにつながる前漢の例としては景帝期の恢説の「不孝謀反」事件及び東平王劉雲の父王壽殺事件、及び王尊傳所掲の不孝子の例がある。更に、同じく（不孝罪グループ）に屬する「內亂」として「姦父祖妾」があり、前掲劉爽の弟劉孝の場合がこれに該當する。このように秦律に階層的に存在した「不孝」罪が漢代を経て、やがて共に唐律の十惡の中に集成されることになるのである。

なお、「不孝」罪に關するかくの如き二類の扱い方については、秦律と唐律における各個の問題として、また同時に秦

唐問の長期にわたる問題として今後追究したいと考えている。

註

(1) 大庭脩『漢律における『不道』の概念』、『東方學報』京都二七、一九五七、後に同氏著『秦漢法制史の研究』所收、一九八二を参照。氏によれば不道とは○天子をあざむく行爲(誣罔)、○臣下に味方して天子をあざむく行爲(罔上)、○主張に一貫性を缺き、天子・朝議を惑わす行爲(迷國)、○天子及び現在の政治をあからさまに非難する行爲(誹謗)、○不當な方法で多額の金錢を收受し、もしくは官費を浪費し、又は着服する行爲(狡猾)、○一般人を惑わし、又は誤らしめ、混亂におとし入れる行爲(惑衆)、○優渥な天子の恩寵を損う行爲(虧恩)、○天子、王室又は國家に、多大の危害を及ぼすとき職務上の失態(奉使無狀)、及び以下大逆に屬する○現在の天子を替えんとし、又は天子の身に危害を加えんとする企て及び行爲、○宗廟及びその器物の破壊、○天子の後繼者に危害を加え、又は危害を加えんとする企て、及び行爲、を指す。要するに、臣下としての道に背反し、民政を亂し、君主及び國家に害を與え、現在の政治社會體制を覆さんとする行爲が一般に不道と稱された。即ち、不道という廣い罪の概念があり、その中に大逆をはじめとする諸種の小概念であった、という。不道罪については註(36)の拙稿を参照されたい。

(2) 滋賀秀三氏によれば、十惡に該當する罪に對する刑罰は様

々であり、死刑とは限らず、刑の重さを定めるのとは異なつた價值基準、つまり儒教倫理に照らして指定されるのが十惡であるという。また、刑の輕重を定めるについては、社會統制上ある犯罪がどれだけの實害をもつかというような考慮が強く働くが、それとは別に、いわゆる名教に違背すること顯著と見なされる罪が、十惡として特に戒められるという。『譯註日本律令』五(律令研究會、東京堂出版、一九七九)六〇頁を参照。

なお、十惡とは具體的には①謀反(社稷を危くせんと謀るを謂ふ)②謀大逆(宗廟・山陵及び宮厥を毀たんと謀るを謂ふ)③謀叛(國に背き偽に従はんと謀るを謂ふ)④惡逆(祖父母父母を毆り及び殺さんと謀り、伯叔父母・姑・兄弟・外祖父母・夫の祖父母父母を殺すを謂ふ)⑤不道(一家にて死罪に非ざる三人を殺し、及び人を支解し、蠱毒を造畜し、厭魅するを謂ふ)⑥大不敬(大祀神御の物、乘輿服御の物を盗み、御寶を盗み及び偽造し、御藥を和合して誤つて本方の如くならず、及び封題を誤り、若しくは御膳を造りて誤つて食禁を犯し、御幸の船誤つて牢固ならず、乘輿を指斥して情理切害、及び制使に對捍して人臣の禮なきを謂ふ)⑦不孝(祖父母父母を告言詛詗し、及び祖父母父母在するに別籍異財し、若しくは供養闕有り、父母の喪に居りて自身嫁嫁し

若しくは樂を作し服を釋て吉に従ひ、祖父母父母の喪を聞き
て舉哀せず、祖父母父母の死を詐稱するを謂ふ。⑧不睦（總
麻以上の親を殺さんと謀り及び賣り、夫及び大功以上の尊
長、小功以上の尊屬を毆・告するを謂ふ。⑨不義（本屬の府
主・刺史・縣令、見に業を受くる師を殺し、吏卒にして本部
の五品以上の官長を殺し、及び夫の喪を聞いて匿して哀を舉
げず、若しくは樂を作し、服を釋いて吉に従ひ、及び改嫁す
るものを謂ふ。⑩内亂（小功以上の親、父祖の妾を姦し、及
び與に和する者を謂ふ。このうち①②③⑤⑥が「不道罪グ
ループ」に屬し、④⑦⑧⑨⑩が「不孝罪グループ」に屬す
る。

また、唐律の「不孝」罪については近く發表豫定の拙稿
『元典章』及び『唐律疏議』に見られる中國前近代の「不
孝」罪を参照。

- (3) 「以郷八刑糾萬民、一曰不孝之刑、二曰不睦之刑、三曰不
姻之刑、四曰不弟之刑、五曰不任之刑、六曰不恤之刑、七曰
造言之刑、八曰亂民之刑。」

- (4) 『周禮』等の古典の成立時や史料の價值について、出土文
字資料によって再度問い直されるべきことについては拙稿
「靈夢の地を訪ねて」（『社會科』學研究」二八、一九九四）
を参照されたい。

- (5) 「宗廟有不順者、爲不孝、不孝者、君黜以爵。」

- (6) 「王曰、封原惡大慙、矧不孝不友、子弗祗服厥父事、大傷
厥考心。」

- (7) 野村茂夫「儒教的『孝』の成立以前——尙書をてがかりと

して——」（『愛知教育大學研究報告』二三、一九七四）を參
照。

- (8) 「免老告人、以爲不孝、調殺、當三環之不。不當環、亟執
勿失。」

- (9) 「秦制二十爵、男子賜爵一級以上、有罪以減、年五十六
免。無爵爲士伍、年六十免老。」

- (10) 三環とは睡虎地秦墓竹簡整理小組の解釋によれば、『周禮』
の秋官司刺にいう「三有（不識・過失・遺忘）」がこれに相
當するというのが、その論據は定かではない。

- (11) 「爰書、某里士五甲告曰、甲親子同里士五丙、不孝、調
殺。敢告。即令令史已往執。令史已爰書、與年隸臣某執丙、
得某室。丞某迅丙。辭曰、甲親子、誠不孝甲所。母它坐罪。」

- (12) 大庭脩「爰書考」（『聖心女子大學論集』一三、一九五八、
同氏註（一）の前掲書に再録）を参照。

- (13) もし「不孝」罪によって死刑を求刑を知ってい
なければ、庶民たる甲がこのような告發行爲をすることは有
り得ないであろう。また、「不孝」罪の存在を衆知させるこ
とによって、「不孝」への豫防効果が期待されたであろうか
ら、被告丙もそれを認識していたと思われる。

- (14) 「今扶蘇與將軍蒙恬、將師數十萬、以屯邊、十有餘年矣、
不能進而前、士卒多耗、無尺寸之功、及反數上書直言、誹謗
我所爲、以不得罷歸爲太子、日夜怨望、扶蘇爲人子不孝、其
賜劍以自殺。（將軍恬與扶蘇居外、不匡正、宜知其謀、爲人
臣不忠、其賜死。）」

- (15) 「謂告言詛訐祖父母父母、及祖父母父母在、別籍異財、若

供養有闕、居父母喪、自身嫁、若作樂、釋服從吉、聞祖父父母喪、匿不舉哀、詐稱祖父母父母死。」

(16) この内容については註(2)の拙稿を参照。

(17) 桑原隲藏①「支那の孝道殊に法律上より觀たる支那の孝道」及び②「唐明律の比較」(いずれも『桑原隲藏全集第三卷』所收)を参照。

(18) 桑原氏は詛言を惡口と譯しているが、嚴密には詛と詈とは別であり、賊律に「詛して愛媚を求むるは流二千里」とあるように、詛は必ずしも死刑ではなかった。従つて、死刑となる「不孝」罪は告言と詈の場合であった。

(19) 法律答問一〇四簡に「主擅刑殺其子臣妾、是謂非公室告、勿聽。而行告者罪。(一九六頁)」とある。本條は告言を受け附けないという條文であるが、敢えて告すれば告者は罰する、とある。父母を告發することが「不孝」罪として死刑となるのは、遅くとも後漢前期であつたと思われる。註(39)を参照。

(20) 「爰書、某里士五甲告曰、謁審親子同里士五丙足、遷蜀邊縣、令終身母得去遷所、敢告。告法丘主。士五咸陽才某里曰丙、坐父甲謁審足、遷蜀邊縣、令終身母得去遷所論之、遷丙如甲告、以律包。今盜丙足、令吏徒將傳及恆書一封詣令史、可受代吏徒、以縣次傳詣成都、成都上恆書太守處、以律食。法丘已傳、爲報、敢告主。」

(21) この條の解釋は拙稿「秦律における遷について」(平成五年度科研報告書『史記』及び『漢書』の再検討と古代社會の地域的研究)を参照。

(22) 「謂毆及謀殺祖父母父母(謀殺伯叔父母姑兄弟外祖父母夫之祖父母父母者)。」

(23) 「毆大父母、黥爲城旦春。今毆高大父母、可論。比大父母。」

(24) 程樹德『漢律考』の律令雜考上に、不孝の項目を設け、衡山王傳の劉爽の例を擧げ、「公羊文十六年の何(休)注にいふ、上を尊ぶ無く、聖人を非り、不孝なる者は斬首して之を梟す、と。劉逢祿の『公羊釋例』に云く『秦法也』と。唐律十惡の七に曰ふ不孝の注に、祖父母父母を告言詛罵するを謂ふ」とある。右文からは、秦以前に「不孝」罪の存在したことを程樹德氏が認めていたことが窺われる。しかし、劉逢祿の『春秋公羊經何氏釋例』律意輕重例第十の注釋には「案ずるに鄭注にいふ周禮の焚磔は死刑に一等を加ふるは皆な既殺にして之を殺すを謂ふなれば經義に合せり、此の注は蓋し秦法ならん。」とあり、劉逢祿は鄭注に秦法との混亂があると推測しているのであつて、不孝罪が秦法中に存在したと言っているわけではなく、これを引用した程氏に誤解があると言えよう。

(25) 「故律曰、死夫以男爲後。毋男以父母、母父母以妻、母妻以子女以後、律曰、諸有縣官事、而父母若妻死者、歸寧卅日、大父母・同產一五日。敖悍完爲城旦春、鐵繫其足、輸巴縣鹽。教人不孝、次不孝之律。不孝者弃市。弃市之次、黥爲城旦春。當黥、公士・公士妻以上、完之。奸者、耐爲隸臣妾。捕奸者必案之校上。」(江陵張家山漢簡整理小組「江陵張家山漢簡〈奏讞書〉(二)」、《文物》一九九五—三)

(26) ここには廷尉正という職名が記されており、秦代のものであれば始皇帝の諱である「正」の字が用いられるはずのないことを論據とする。李學勤「秦讞書」解説(下)〈同右〉

(27) 「今杜溥女子甲夫公士丁疾死、喪棺在堂上、未葬、與丁母素夜喪、環棺而哭。甲與男子丙偕、之棺后內中和奸。明旦、素告甲吏、吏捕得甲、疑甲罪。廷尉數、正始、監弘、廷史武等卅人議當之、皆曰『律、死置后之次、妻次父母、妻死歸寧、與父母同法。以律置后之次人事計之、夫異尊于妻、妻事夫及服其喪、資當次父母如律。妻之爲后次夫父母。夫・父母死未葬、奸喪旁者、當不孝。不孝弃市、不孝之次、當黥爲城旦舂、敖悍、完之。當之。妻尊夫、當次父母、而甲夫死、不悲哀、與男子和奸喪旁、致之不孝・敖悍之律二章、捕者雖弗案校上、甲當完爲舂。告杜論甲。』」●今廷史申徭使而后來、非廷尉當。議曰『當非是。律曰、不孝弃市。有生父而弗食三日、吏何以論子。』廷尉數等曰『當弃市。』有曰『有死父、不祀其家三日、子當何論。』廷尉數等曰『不當論。』(中略)數等曰、『誠失之。』

(28) このあと、しかし死んだ父を三日ばかり家での祀りを怠ったとしても罰せられるいわれはないことに同意を得た後、死んだ夫に對する不義理があったとて、それが罰せらるべきいわれのないことも同様ではないか、と現實主義的路線の廷史申が主張する。これによって廷尉らは、先の判斷を翻すことになるのである。

(29) 「三年冬十二月、詔曰、襄平侯嘉子恢説、不孝謀反欲以殺嘉、大逆無道。其赦嘉爲襄平侯、妻子當坐者、復故爵。恢説

及妻子如法。」

(30) 「紀通子也。功臣表襄平侯紀通以父功侯。孝景三年、康侯相夫嗣。推其封爵、正與此合。豈更名嘉乎。」

(31) 「漢書」卷一六、功臣表の襄平侯紀通の始封の欄に「(高祖八年)九月丙午封、五十二年薨。」とある。

(32) 功臣表に「孝景中三年、康侯相夫嗣ぐ。」と記される通り、紀通が襄平侯に封ぜられた高祖八年(前一九九年)より死去した五十二年後は景帝三年(前一五四年)ではなく、中元三年(前一四七年)でなければならず、従つて、恢説の不孝謀反事件を景帝三年の出来事とする班固には思い違ひがあったと思われる。拙稿「前漢文帝の刑法改革考」(『東洋學術研究』一七一五、一九七八)を参照。

(33) 前註を参照。

(34) 「恢説有私怨於其父、而自謀反、欲令其父坐死也。」とある。ただし、父を「坐死」させるために國家に對する謀反をしたという解釋には無理がある。

(35) 註(2)の①「謀反」の項を参照。

(36) 拙稿「漢代の『不道』罪について」(『歴史における民衆と文化——酒井忠夫先生古稀記念論集』所收、一九八二)を参照。

(37) 「元朔六年中、衡山王使人上書請、廢太子爽、立孝爲太子。爽聞、即使所善白贏、之長安上書言、孝作軺車鐵矢、與王御者姦、欲以敗孝。白贏至長安未及上書、吏捕贏、以淮南事繫。王聞爽使白贏上書、恐言國陰事、即上書反告太子爽所爲不道弃市罪事。(中略)公卿請遺宗正・大行與沛郡雜治主。

王聞、即自剄殺。孝先自告反、除其罪、坐與王婢姦、弃市。王后徐來亦坐姦殺前王后乘舒、及太子爽坐王告不孝、皆弃市。諸與衡山王謀反者、皆族。」

(38) 註(2)を参照。

(39) ここには後漢初期に生きた班固の解釋が入り込んでいると思われる。つまり、秦律の「不孝」罪に關する知識のない彼は、子として父親を告發したことを以て「不孝」とする後世の概念によって『史記』の原文を改めたのではなからうか。とするならば、唐律にいう「告言祖父母父母」を「不孝」罪とする概念が、後漢には成立していたことになるであらう。ただし『唐律疏議』卷二三、翻訟四四の「告祖父母父母」の條に附された疏議に「謀叛大逆及謀叛以上、皆不臣、故子孫告亦無罪」とあり、唐律では謀反の場合は誰であれ、告發することが義務附けられており、告發者が罰せられることはなかった。國家の存續は爲政者の最大關心事であり、このことは漢代でも同様であつたはずである。しかして班固は、漢代ではこうした附帶條項はなかったと理解していたのであらうか。疑問としておく。

(40) 「(元帝初元中)春正月、美陽女子告假子不孝曰、兒常以我爲妻、妒笞我。尊聞之、遣吏收捕驗問、辭服。尊曰、律無妻母之法。聖人所不忍書、此經所謂造獄者也。尊於是出坐廷上、取不孝子縣磔著樹、使騎吏五人張弓射殺之。吏民驚駭。」

(41) 法律答問七五簡に「臣強與主奸、可論。比嚴主(一八三頁)」とあり、姦は毆に進ずるという例を参照されたい。

(42) 「孝景中五年、侯融以長公主子侯、萬五千戶、二十九年

(元鼎元年)、坐母喪未除服姦、自殺。」

(43) ただし、唐律にいう「告言祖父母父母」の行爲は唐代では死刑であるが、秦律においては「非公室告」であるから、これが〈秦律的不孝罪〉から除外されるべきことはいうまでもない。

(44) 「高皇帝建功業爲漢太祖、孝文皇帝慈仁節儉爲太宗、今陛下嗣孝昭皇帝後、行淫辟不軌。(中略)『五辟之屬、莫大不孝』。(中略)宗廟重於君、陛下未見命高廟、不可以承天序、奉祖宗廟、子萬姓、當廢。」

(45) 桑原隲藏氏は「擬制的の親たる天に對して孝道を失すると、君主は天子としての地位を失うと同様に、實際の親たる祖先や父母に對して孝道を失すると、君主としての位置を失ふか、又は君主としての無資格者として、人望を失はねばならぬ。」と述べている。同氏前掲註(12)①論文の注2を参照。

(46) 大庭氏前掲註(1)論文を参照。

(47) 「今翟義・劉信等謀反大逆、流言惑衆欲以篡位、賊害我孺子。罪深於管蔡、惡甚於禽獸。信父故東平王雲、不孝不謹、親毒殺其父思王、名曰鉅風。後雲竟坐大逆誅死。」

(48) 「不謹」が刑罰用語と共に用いられた例としては、『史記』張釋之傳に、文帝の二人の息子が司馬門で下車しなかったために張釋之に不敬罪を以て彈劾され、その際、文帝が母親薄太后に對して「教兒子不謹」と言つて免冠して謝つたという例があり、『漢書』司馬相如傳下には「人之度量、豈不遠哉、然此非獨行者之罪也。不敬之教不先、子弟之率不謹、寡廉鮮恥、而俗不長厚也、其被刑戮、不亦宜乎」とあり、また同卷

八四、陳慶の傳には「有罪未伏誅、虧損聖德之聰明、奉詔不謹、皆不敬」とある。

(49) 一般に「殺人者死」という原則があり、人を殺せば死刑となり、父を殺す罪はより重大であるけれども、皇帝の一族であった劉雲には例外的な恩情が与えられたものと見られる。

(50) 「天者萬物之祖也、(中略) 經陰陽寒暑以成之。(中略) 夏者天之所以長也。德者君之所以養也、霜者天之所以殺也、刑者君之所以罰也。」

(51) 「博士申咸給事中、亦東海人也、毀宣不供養行喪服、薄於骨肉、前以不忠孝免、不宜復列封侯在朝省。」

(52) 「君爲丞相、出入六年、忠孝之行、率先百僚、朕無聞焉。」

(53) 秦代には「不忠」の名目で死を宣告された例として、蒙恬の例がある。註(14)後半の括弧内を参照。しかし、漢代には「不忠」の名目で死刑となった例は見當らず、臣下としての職務怠慢を意味する「不忠」は、前漢中期以降では「不敬」罪を構成する要素となり、所謂「不道罪グループ」に組み込まれている。拙稿「漢代の『不敬』罪について」(野口鐵郎編『中國史における亂の構圖』一九八六)を参照。

(54) 判例のことを秦律では「廷行事」と稱しているが、判例が後代に決定的影響を及ぼすことは漢代においても同じであった。例えば成帝初期に「不道は正法なし」と稱せられた不道罪も、決事比の積み重ねによって、成帝末期にはその概念が定まっていたのである。註(36)の拙稿を参照。

(55) 「初元二年、元帝詔列侯舉茂材、(富平侯張)勃舉(陳)湯。湯待選、父死不奔喪、司隸奏湯無循行、勅選舉故不以實、坐

削戶二百。會罷、因賜諡曰繆侯。湯下獄論。後復以薦爲郎、數求使外國。」

(56) 「禮之所去、刑之所取、失禮則入刑。相爲表裏者也。(後漢書)列傳三六、陳寵傳)」

(57) 「晃及弟利侯剛、與母太姬宗更相誣告。章和元年、有司奏請免晃・剛爵爲庶人徙丹陽。帝不忍、下詔曰、(中略)晃・剛愆乎至孝、濁乎大倫。甫刑三千、莫大不孝。朕不忍置之于理。其貶晃爵爲蕪湖侯、削剛戶三千。(中略)其遣謁者收晃及太姬繆綬。晃立十七年、降爵。晃卒。子無忌嗣。」

(58) 章帝の語中に「朕これを理に置くに忍びず」とあるのは、情を介入させることなく法の規定通りに裁くに忍びないということであり、法の規定では「不孝」罪が死刑であることを前提とした表現であったと思われる。即ち、前漢の昌邑王の場合と同様、『孝經』五刑章を引用するのみにて、「不孝」罪を適用することはばかられたのであろう。なお、後漢では、唐律の場合と同じく、たとえ誣告でなくとも、父母を告發すること自体で「不孝」罪となり得たと思われる。(註(39)を参照。)これは秦律との重要な相違点である。

(59) 「覽初到亭、人有陳元者、獨與母居、而母詣覽告元不孝。覽驚曰、吾近日過舍、慮落整頓、耕耘以時。此非惡人、當是教化未及至耳。母守寡養孤、苦身投老、奈何肆忿於一朝、欲致子以不義乎。母聞感悔、涕泣而去。覽乃親到元家、與其母子飲、因爲陳人倫孝行、譬以禍福之言。元卒成孝子。」

(60) なお、仇覽の語中に「子を致すに不義を以てせんと欲するか」と、「不孝」を「不義」と言い替えているところに留意

すべきであろう。これは「不孝」罪が分化して唐律十惡のうちの「不義」を含む（不孝罪グループ）を構成しゆく筋道を暗示している。

- (61) 「漢中程文矩妻者、同郡李法之姉也、字穆姜。有二男、而前妻四子。文矩爲安衆令、喪於官。四子以母非所生、憎毀日積、而穆姜慈愛溫仁、撫字益隆、衣食資供皆兼倍所生。或謂母曰、四子不孝甚矣、何不別居以遠之。對曰、吾方以義相導、使其自遷善也。及前妻長子與遇疾困篤、母惻隱自然、親調藥膳、恩情篤密。與疾久乃瘳、於是呼三弟謂曰、繼母慈仁、出自天受、吾兄弟不識恩養、禽獸其心。雖母道益隆、我曹過惡亦已深矣。遂將三弟詣南鄭獄、陳母之德、狀己之過、乞就刑辟。縣言之於郡、郡守表異其母、錮除家徭、遣散四子、許以脩革、自後訓導愈明、並爲良士。」

- (62) 刑辟とは廣義では刑罰一般を指すが、本來は大辟即ち死刑の義であり、こゝでも死刑を意味したと思われる。何故なら、年間の刑死者が「萬を以て數ふ」（『漢書』刑法志）狀況であつてみれば（前漢と後漢ではさほどの違いはないと見られる）、獄に出頭することは即ち死刑を覺悟することを意味したと思われ、事實、南朝の宋において「子不孝父母、弃市」という律文の存在したこと（次註を参照）から窺われるように、漢以降の歴代王朝の律文中に「不孝」罪を死刑とする條文は存在していたと理解されるからである。

- (63) 「沛郡相縣唐賜、往比邨朱起母彭家飲酒還、因得病、吐蠱蟲十餘枚。臨死語妻張、死後刳腹出病。後張手自破視、五臟悉糜碎。郡縣以張忍行刳割、賜子副又不禁駐、事起赦前、法

不能決。律傷死人、四歲刑、妻傷夫、五歲刑、子不孝父母弃市、並非科例。三公郎劉礪議「賜妻痛遵往言、兒識謝及理、考事原心、非存忍害、謂宜哀矜。」（顧）觀之議曰「法移路尸、猶爲不道、況在妻子、而忍行凡人所不行。不宜曲通小情、當以大理爲斷、謂副爲不孝、張同不道。」詔如觀之議。」

- (64) 前註の顧觀之傳によれば、唐賜の妻が遺言による夫の遺體解剖を行うことを容認した息子唐副が「不孝」罪に當てられ、妻はより重い不道罪を適用されるのであるが、宋王朝では、「不孝」罪による死刑の前例が見當らなかつた故に、役人たちが戸惑つたのであろう。

- (65) 池澤優「中國古代の『孝』思想の思想史的意味」（『社會文化史學』二三、一九九三）及び同氏「西周春秋時代の孝と祖先祭祀について」（『地域研究』一〇、一九九二）及び「中國戰國時代の孝思想の諸文獻」（『地域研究』一一、一九九三）を参照。

- (66) 「生事之以禮、死喪之以禮、祭之以禮。」（『論語』爲政）
(67) 劉學林・王楠「『孝經』思想評論」（『陝西師大學報』文哲學社會科學版、一九九三一二）

- (68) 「殺人尊神、率民以事神、先思而後禮、先罰而後賞、尊而不親。」

- (69) 註(36)および註(53)の拙稿を参照。

- (70) 註(6)を参照。

- (71) 野村氏註(7)論文を参照。

- (72) 註(69)に同じ。

- (73) 「烈怒、擧杖擊之、鈞爲虎賁中郎將、服武弁戴鷄尾、狼狽

而走。烈罵曰、死卒、父榘而走孝乎。鈞曰、舜之事父、小杖則受、大杖則走、非不孝也。烈慙而止。」

(74) 『孔子家語』卷四、六本には次のようにある。即ち、瓜畑を耕していた曾參は誤って根を切ってしまう、怒った父が大杖で彼の背を打ちすえ、ために曾參は地に倒れて人事不省に陥る。幸い蘇生して大事に至らなかったが、このことを聞いた師の孔子は逃げなかった曾參の態度を叱り、舜が父瞽叟に仕えた例を引いて、「小垂なれば則ち過を待ち、大杖なれば則ち逃走す。故に瞽叟は不父の罪を犯さずして舜は蒸蒸の孝を失せず」と諭した。

(75) 「子告父母、臣妾告主、非公室告、勿聽。●可謂非公室告。●主擅殺刑髡其子臣妾、是謂非公室告、勿聽。而行告、告者罪。告罪已行、它人有襲其告之、亦不當聽。」

(76) ただし法律答問六九簡に「擅殺子、黥爲城旦舂。(一八一頁)」とあるように、正當な理由なく子を殺すと罰せられるのは當然であり、家庭内で起きた事件であっても、もし第三者からの告發があれば罰せられる。その際の告發は(役人等

によって)公的立場からなされるか、或いは被害者と深い關係を有する知人や血縁者等からなされるはずであり、そうなければもはや事は家庭を越えており、「非公室の告」ではなくなっているのである。なお、國家は父親を中心とする家庭の秩序を支持し、國家から委譲された父權のもとに家庭内秩序の維持が義務づけられる。その故に子が親を告訴することを認めず、逆に(秩序の維持が餘程困難な事態に至れば)、親からの告發は認めるのである。

(77) 子の側から親を告發する行爲に關して、秦律と唐律の中間に位置するのが後漢の劉異・劉剛兄弟が母親と相詆告した際の量刑である。彼らは死刑には至らなかったが、「不孝」の罪名が與えられたことは事實である。また、前述(註39)のように、前漢の武帝期に劉爽が「王の不孝を告するに坐」した事件を、後漢の班固が「父王を告するの不孝に坐せり」と改めたのは當時、既に親を告言する行爲が「不孝」罪となっていたという背景があったためと推測される。

THE OFFENCE OF “LACK OF FILIAL PIETY” 不孝罪 IN THE QIN AND HAN LAWS

WAKAE Kenzo

In the Classic of Filial Piety 孝經 (Xiao-jing), a text used by many dynasties as representing the idea of rule of the State, it is written that “In the three thousand articles in Five-Punishments, there is no more serious offence than the lack of filial piety 不孝.” Moreover, the texts of Shuihu-di-Qinmu-zhujian 睡虎地秦墓竹簡 and the Zhangjiashan-Hanjian-zouyanshu 張家山漢簡奏讞書 record a crime referred to as “the lack of filial piety 不孝”, and the assessment of the crime was death. From this it appears that the sentence in the Xiao-jing reflects the actual situation during the Warring-States period.

It was basically succeeded to the Later-Han dynasty. However, the instances of application of this law decreased, especially after the reign of Xuan-di 宣帝. Also, in the Later-Han period the crime of lack of filial piety came to be considered as a much more minor offence. In this paper, I examine the background of this issue, and survey the course of change of this crime from the Qin-Han period through to its establishment as one of the “Shi-e 十惡” under the Tang Statutes 唐律 (Tang-lü).

THE OFFICIAL RESIDENCES OF CHANG'AN IN THE TANG DYNASTY

SEO Tatsuhiko

In recent years, more than four thousand new rubbings of officials' epitaphs, excavated mainly near Chang'an and Luoyang, have been published consecutively. These epitaphs have opened new areas of research not only on the topic of the Tang capitals, but also on all aspects of Tang studies. Using these, it is now possible to revise and enlarge the statements